

秋葉原協定

秋葉原は、世界に誇る電気のまち、先端技術やビジネスが集積するまち、アニメやフィギュア、ゲームなどのサブカルチャーのまちとして、新たな機能や文化を受け入れ、共有してきた文化創造都市です。

私たちは、この秋葉原の「いつも新たなものに出会えるまち、発見できるまち」としての魅力を守り、そして未来に引き継ぐため、**誰もが安全で安心してまち歩きができ、買物ができるまち**としていきます。

この秋葉原協定は、その実現に向け、地域の人々や来街者が守るルールです。このルールを行政機関等の協力のもと、地域関係者が一体となって推進していきます。

◇路上喫煙はできません。

・生活環境条例で、路上でのたばこの喫煙は禁止です。決められた場所でマナーを守り喫煙します。

◇道路は正しく使います。

- ・青少年に悪影響を与える活動や広告物の掲出、無許可のチラシ等の配布はしません。
- ・置き看板やのぼり旗等は、道路に設置しません。
- ・違法な路上での販売はしません。
- ・違法な駐車・駐輪はしません。
- ・自転車の無謀走行はしません。
- ・違法なパフォーマンスはしません。

◇犯罪防止に努めます。

- ・まちの防犯パトロールを積極的に実施します。
- ・迷惑行為等のマナー違反については、見逃さずに注意します。
- ・犯罪行為を目撃したら、ただちに警察に連絡します。

◇まちの美観推進に努めます。

- ・まちの美観推進のための清掃活動には、積極的に参加します。
- ・自分の家や店舗等の前は、日常的に清掃するよう、心がけます。
- ・ごみ出しは指定曜日・場所、定められた時間帯に出します。

◇近隣に配慮した営業を行います。

- ・店舗の外まで行列が発生する場合は、歩行者の通行の妨げとならないよう、配慮します。
- ・店舗の営業にあたっては、騒音（スピーカー等による）や悪臭を発生させないようにします。
- ・貸しビル業等を営む者は、風俗営業や悪質な営業行為を行うテナントを呼び込まないようにします。
- ・深夜営業を行う店舗は、近隣に迷惑をかけぬよう、従業員を指導するとともに、細心の注意を払います。



みんなで協力、安全・安心、元気なアキバ！

歩行者天国のルール

試験的に実施

1.23

▶ 6.26

誰もが安全で安心してまち歩きが楽しめる歩行者天国の実施に向け、みなさまのご協力をお願いいたします。

実施
場所

中央通り
(外神田五丁目交差点から万世橋交差点までの間)

実施日

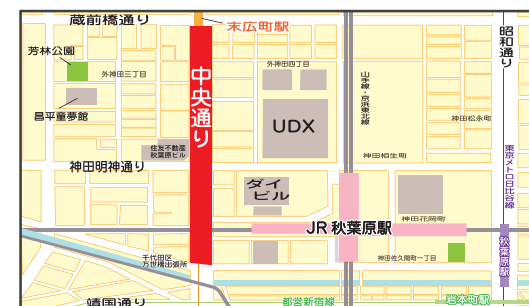
日曜日

実施
時間

13:00~17:00 (1月~3月)
13:00~18:00 (4月~6月)

実施
期間

平成23年1月23日(日)~6月26日(日)



地域連携部会「アキバ21」・千代田区・万世橋警察署
万世橋交通安全協会・万世橋防犯協会

歩行者天国では、以下のような行為はできません！

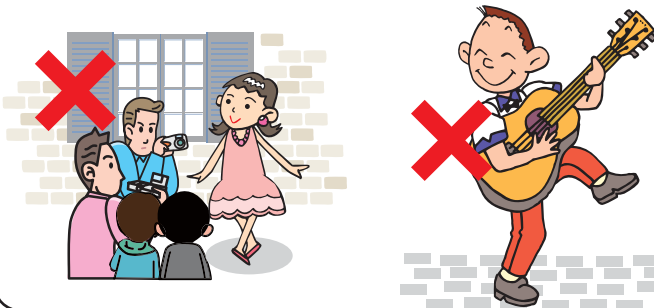
物品販売禁止

- ・アクセサリ、CD、飲食物等商品販売は禁止です。
- ・車両を利用したの販売は禁止です。



パフォーマンス禁止

- ・路上ライブ、大道芸、写真撮影会等は禁止です。



歩行者天国は歩行者の安全・円滑な通行を確保するための規制です。

歩行者天国内においては、物品販売、パフォーマンス、路上ライブ、自転車走行などの行為はできません。

道路交通法

第4条第1項、第2項

第8条第1項

第77条第1項

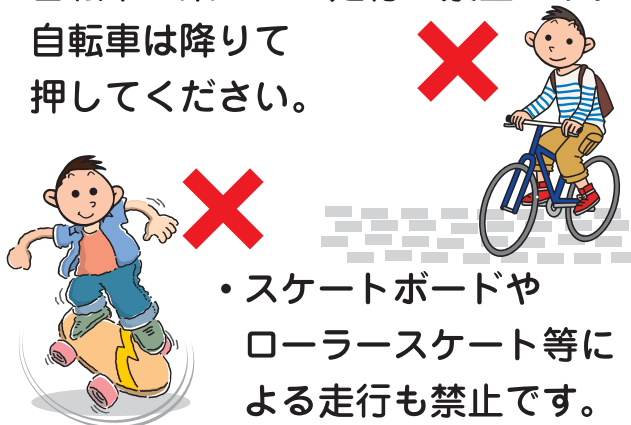
東京都道路交通規則

第2条第1項第3号 等



自転車走行禁止

- ・自転車に乗っての走行は禁止です。自転車は降りて押してください。



- ・スケートボードやローラースケート等による走行も禁止です。

ティッシュ、チラシ配布禁止

- ・ティッシュ、チラシ、配布等は禁止です。
- ・アンケート、署名活動、募金活動は禁止です。



みんなで協力、安全・安心、元気なアキバ！

- ・まちの美観推進に努めましょう。
- ・路上喫煙はやめましょう。
- ・犯罪の防止に努めましょう。

みんなで生活環境条例、秋葉原協定等を守り、誰もが安全で安心してまち歩きや買物が楽しめる、よりよい秋葉原にしましょう。

